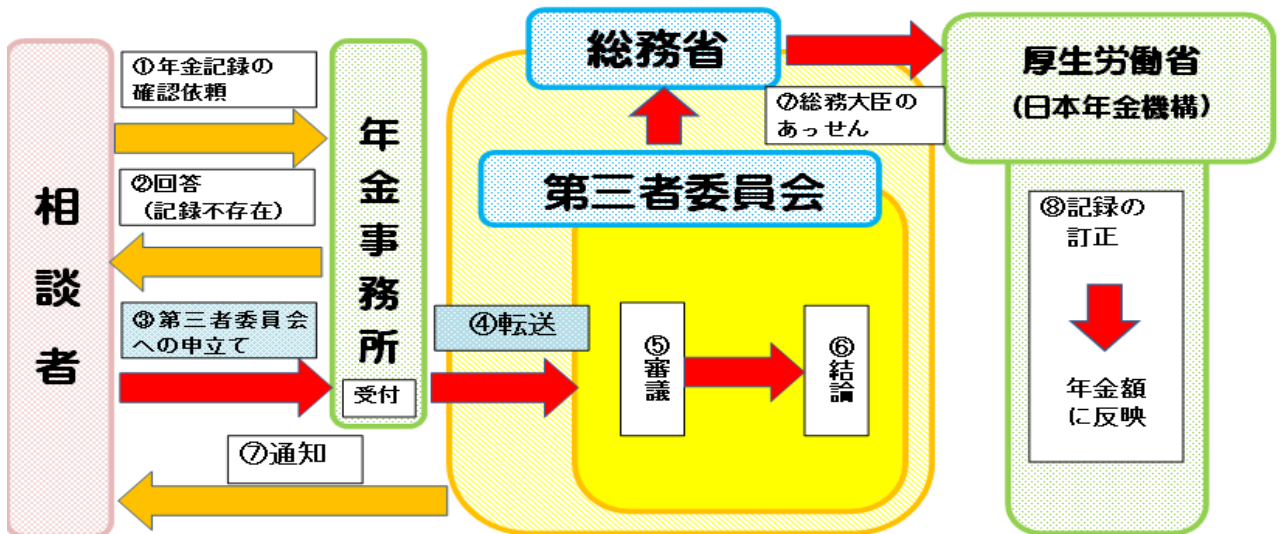


# 年金記録確認島根地方第三者委員会の活動の結果

平成25年5月16日

## 1 年金記録確認第三者委員会とは

- 年金記録問題への対応の一つとして、年金記録の訂正の申立てについて国民の立場に立って公正な判断を示すことを任務とし、平成19年6月、総務省に臨時的の機関として緊急に設置された審議会
- 総務大臣は、第三者委員会の判断結果に沿って、厚生労働大臣に対し、年金記録の訂正をあっせん
- 中央委員会(本省)及び全国50か所(注)に地方委員会が置かれ、平成25年3月末現在、全国で608人の委員が任命され、年金記録の確認の申立てについて審議 (注)平成25年5月16日、ブロック単位(全国9か所)に集約



### 【年金記録確認島根地方第三者委員会について】

- 総務省の地方支分部局である島根行政評価事務所に設置
- 委員長: 岸田 和俊氏 (元島根県弁護士会副会長)
- 委員数: 8人 (平成25年3月末現在。最大時9人)
- 平成19年7月12日に第1回委員会を開催。  
以降、これまでの約5年9か月間で延べ302回の委員会・部会を開催
- 平成25年5月16日、年金記録確認中国地方第三者委員会に集約

※ 本ページ以降のデータは、平成25年3月31日現在の速報値で、今後、修正  
 があり得ます。

## 2 島根県内における記録訂正申立て受付件数

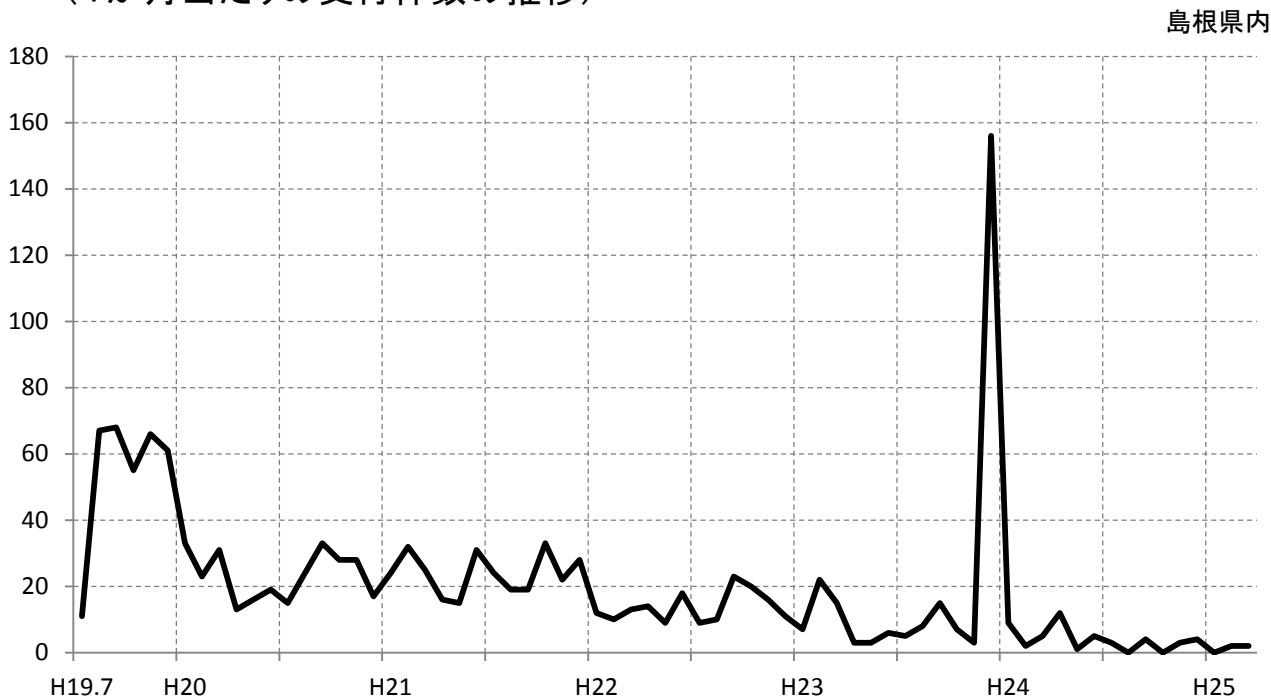
○ 島根県内の日本年金機構の年金事務所で受け付けた記録訂正申立ての件数は、累計で1,375件

(年度別内訳)

年度	19年度 (19.7~)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受付件数 (20年度比)	418	283 (100)	242 (86)	174 (61)	222 (78)	36 (13)

申立て受付件数の累計: 1,375件

(1か月当たりの受付件数の推移)



【参考】

日本年金機構  
(旧社会保険庁)  
の取組

H19.12~20.10  
ねんきん特別便  
発送

H21.4~ ねんきん定期便発送

H22.9 脱退手当金についてのお知らせ発送

※ 総務大臣に対する年金記録訂正の申立ては、日本年金機構の年金事務所で受け付けている。

※ 日本年金機構の年金事務所で受け付けた申立てのうち、申立ての内容が定型的で一定の条件に当てはまるもの等については、総務省(第三者委員会)に送付されず、日本年金機構段階で処理(記録訂正等)される。

### 3 島根地方第三者委員会における申立ての処理状況等

#### ○ 発足以来、島根地方第三者委員会における要処理件数(注)の累計は1,100件で、その全件の処理を完了

(上記のほか、日本年金機構(島根事務センター)段階で272件を処理)

(注) 要処理件数: 島根地方第三者委員会において調査・審議を要することとなった件数

要処理件数 = 受付件数 - 日本年金機構段階処理件数 - 他の地方第三者委員会間との移送件数等  
 (1,100件) (1,375件) (272件) (3件)

#### ○ このうち、島根地方第三者委員会の審議を経て、総務大臣から厚生労働大臣に対して記録訂正をあっせんした件数は379件(35.8%)

(記録訂正をあっせんした379件は処理件数1,100件から本人取下げ等42件を除いた1,058件の35.8%に当たる)

(上記のほか、日本年金機構(島根事務センター)段階で182件を記録訂正)

#### 島根地方第三者委員会における年度別／累計の要処理件数、処理件数等

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (速報値)
当該年度の新規の 要処理件数 (累計①)	327 (327)	245 (572)	275 (847)	156 (1,003)	80 (1,083)	17 (1,100)
当該年度の処理件数 (累計②)	78 (78)	374 (452)	286 (738)	239 (977)	100 (1,077)	23 (1,100)
うち記録訂正が必要と判断	11 (11)	77 (88)	127 (215)	110 (325)	46 (371)	8 (379)
うち記録訂正が不要と判断	54 (54)	283 (337)	153 (490)	122 (612)	52 (664)	15 (679)
うち本人取下げ等	13 (13)	14 (27)	6 (33)	7 (40)	2 (42)	0 (42)
当該年度末時点の 処理率(累計②／累計①)	23.9%	79.0%	87.1%	97.4%	99.4%	100%

( )の数値は当該年度末の累計件数である

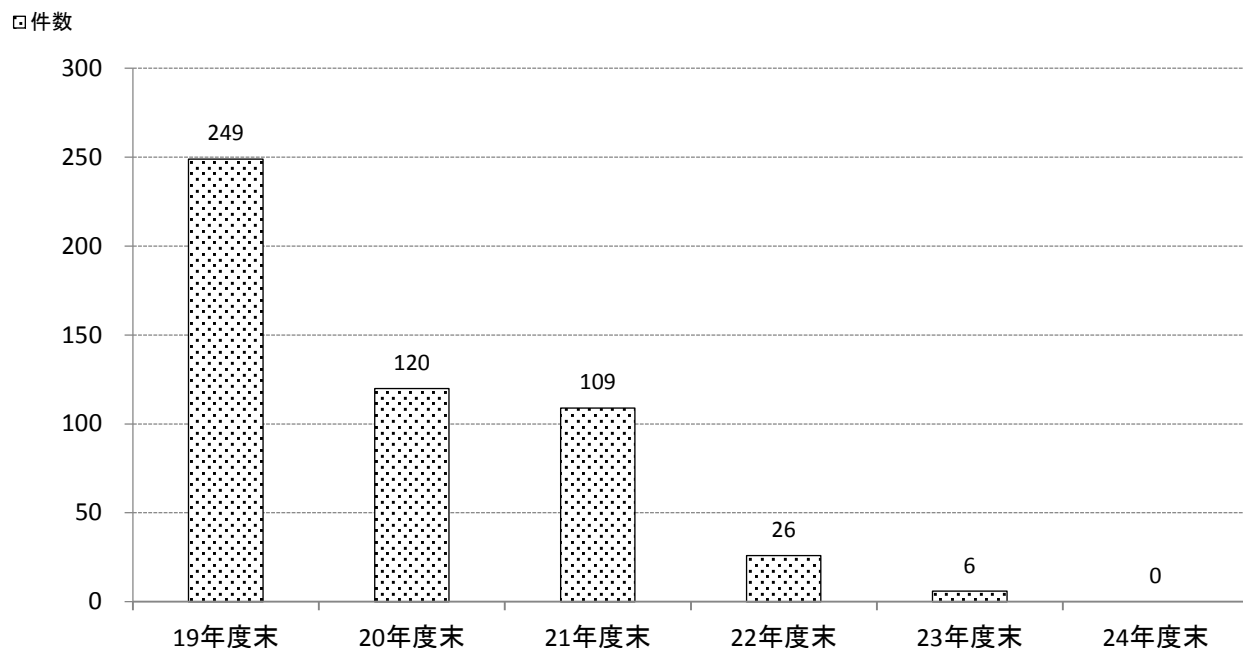
## 4 島根地方第三者委員会が処理した事案の内訳

処理件数 (累計)	うち、厚生年金事案	うち、国民年金事案
1,100 (100%)	643 (58%)	457 (42%)

## 5 各年度末時点の島根地方第三者委員会における要処理残件数<sup>(注)</sup>の推移

(注) 要処理残件数 = 要処理件数 - 第三者委員会での処理件数

- 島根地方第三者委員会では、処理が必要な事案について全ての審議を終え、処理を完了



## 6 記録訂正が必要と判断した事例(主なもの)

### 国民年金の事例

#### <申立内容(概要)>【家計簿事案】

私は、申立期間(昭和58年10月～59年3月)について、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされている。

#### <審議内容>

- ① 申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付済み。
- ② 申立人の所持する当時の家計簿には、申立期間を含め、当時納付したとする保険料額の記載があり、当時の保険料額と一致していることなどから保険料を納付していたと推認される。

※ 以上のことから、記録訂正が必要であるとしてあつせん。→ **6か月の記録が回復**

#### <申立内容(概要)>【短期・配偶者納付済事案】

私は、国民年金制度の発足当初から夫婦で加入し、一緒に国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間(昭和36年10月～37年3月)について、私だけが未納とされている。

#### <審議内容>

- ① 申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済み。
- ② 申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初からの加入期間の保険料を全て納付している上、一緒に納付したとする配偶者の加入期間中の保険料は全て納付済み。
- ③ 申立人の国民年金手帳記号番号は配偶者と連番で払い出されている上、申立期間前後の保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できたことなどから、保険料を納付していたと推認される。

※ 以上のことから、記録訂正が必要であるとしてあつせん。→ **6か月の記録が回復**

### 厚生年金の事例

#### <申立内容(概要)>【取得日相違事案】

私は、昭和25年4月1日にA社に入社し勤務していたにもかかわらず、同年8月1日に厚生年金保険に加入した記録となっており、申立期間(昭和25年4月1日～同年8月1日)の加入記録が無い。

#### <審議内容>

- ① A社が保管する人事関係資料等により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。
- ② 同僚の供述等により、申立人と同じ経歴で同期に入社した複数の者の名前が判明。
- ③ 同期入社の同僚は、入社日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認される。

※ 以上のことから、記録訂正が必要であるとしてあつせん。→ **4か月の記録が回復**

#### <申立内容(概要)>【全部記録なし事案】

私は、申立期間(昭和43年8月5日～45年4月1日)について、B社に勤務していたにもかかわらず、当該期間の加入記録が無い。

#### <審議内容>

- ① 同僚の供述等により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。
- ② 当時の従業員数の調査を行ったところ、当該従業員数と社会保険事務所(当時)の記録上の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致することが判明。
- ③ 当時B社においては、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられることから、申立人についても厚生年金保険に加入し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認される。

※ 以上のことから、記録訂正が必要であるとしてあつせん。→ **1年8か月の記録が回復**

# 年金記録確認の申立てをご検討の方へお知らせ

申立件数の減少を踏まえた業務の効率的な実施を図るため、中国四国管区行政評価局管内の年金記録確認地方第三者委員会は、平成25年5月16日、中国地方第三者委員会(広島市)に集約されることとしました。

現在	平成25年5月16日集約時
年金記録確認広島地方第三者委員会(広島市)	年金記録確認 中国地方第三者委員会 (広島市)
年金記録確認鳥取地方第三者委員会(鳥取市)	
年金記録確認島根地方第三者委員会(松江市)	
年金記録確認岡山地方第三者委員会(岡山市)	
年金記録確認山口地方第三者委員会(山口市)	

申立ての調査・審議は各地方(ブロック)単位の地方第三者委員会で行われることとなりますが、申立ての受付は、これまでどおり全国に300か所以上ある日本年金機構の年金事務所で行いますので、集約により申立てをされる方にご不便をおかけすることはありません。

- 第三者委員会による申立てをされた方への調査は、主に電話や文書で行いますので、申立てをされた方に第三者委員会事務室までお越しいただくことは通常ありません。
- 全国各地に置かれている第三者委員会は、総務大臣が定めた方針に基づき調査・審議を行っています。このため、各地方(ブロック)単位の第三者委員会で調査・審議することとなっても、調査・審議の進め方や、判断基準に変更はありませんのでご安心ください。

## <お問い合わせ先>

総務省 中国四国管区行政評価局 年金記録確認中国地方第三者委員会事務室  
電話 082-502-7220

## <集約前の島根地方第三者委員会が処理した事案等についてのお問い合わせ先>

総務省 島根行政評価事務所  
電話 0852-21-2757(代表)